

読書科の教材構成

甲 斐 雄一郎

はじめに

明治14年の「小学校教則綱領」（以下14年教則）においては読書（読方）における教材を「学術上ノ益アル記事」と規定していた。結果として14年教則下における小学中等科、また高等科用読本は、のちに井上超が古典主義と折衷主義と呼んだ方針によって編集されている^①。古典主義とは日本や中国の古典によって教材構成を行っているものであり、折衷主義とは欧米由来の科学的知識による開化的教材と古典との折衷によって教材構成をおこなっているものである。当時の読本編集者にとっての「学術上ノ益アル記事」の理解がそれらの題材に拡散していたのである。

それが明治19年の「小学校ノ学科及其程度」（以下、19年教則）においては、読書科の内容は「地理歴史理科ノ事項ヲ交ヘタル漢字交リ文」と規定されることになった。この変化には読書科における教材内容の近代的知識・国民的知識への限定としての意味を見出すことができる^②。

ここで問題になるのは読書科の自立性についてである。19年教則において地理歴史理科は尋常小学校に存在しなかったものの、高等小学校においては必修の学科として存在していた。そのような状況において、読書科としての固有の教育内容は何であったのかという問題である。そこでこの小論では、読書科用教科書においてとりあげられた地理歴史理科に関する教材と、19年教則における各学科の規定、及び19年教則成立時に使用されていた当該学科の教科書教材について、その記述事項・記述内容・記述方法についての対比を通して、読書科における固有の教育内容の有無を検討する。

1. 19年教則下における三種の読書科用教科書

19年教則下においては数種の教科書が刊行されているが、この小論では以下に示すように文部省の編集・発行による教科書に加えて、国定教科書使用が開始される明治37年までの間、検定教科書を編集・刊行していた民間の普及舎と金港堂との教科書をとりあげることにする。

文部省刊『尋常小学読本』明治20年（以下、文・尋）

『高等小学読本』明治21年（以下、文・高）

普及舎刊『尋常小学読本』明治20年（辻敬之・西村正三郎編、以下、普・尋）

『高等小学読本』明治20年（池永厚・西村正三郎編、以下、普・高）

金港堂刊『日本読本』明治19年（新保磐次編、以下、金・尋）

『高等日本読本』明治21年（三宅米吉・新保磐次共編、以下、金・高）

これらの教科書における教材構成の実際をまとめたのが表1である。

文・尋は、緒言によってみるならば教材選択の方針について「諺、考へ物、庶物ノ話」「養気ニ資ス可キ古人ノ行実等」「地理歴史ノ事実」「学術上ノ事項」「農工商ノ職業ニ関スル事項」を選択したと述べている。文・高においてもこうした方針は変わらない。

言語、文章ヲ教フルノ目的ハ、諸般ノ学術、工芸ノ端緒ヲ開クニ在ルニ由リ、其材料ノ、漸ク錯雑ナルベキハ、自然ノ順序ナリ。故ニ此書中ニハ、修身、地理、歴史、理科、及ビ農工商ノ常職ニ要ナル事項等ヲ、其主意ノ難易ニ従ヒ、交互ニ錯出セリ。

すなわち文部省編集・発行による二種の教科書は、「修身」にかかわる事項と「職業」に関わる事項もまた教科書に掲載し、読書活動を通じてその端緒を開こうとしたのである。実際、表1で明らかな通り、文・尋においては約8割、文・高においては一例（巻一「雲」）を除いてすべてが「諸般ノ学術、工芸」に関わる教材で占められている。

普・尋に緒言はないが、同じ編者が関わる普・高の編集方針は次に示す通りである。

書中掲グル所ハ、修身、歴史、地理、物理、化学、礦物、生物、生理、健全、地質等ノ諸学、及各種説話ノ喜ブベク、益スベキ者ヲ蒐集スト雖、毎冊此等ノ事実ヲ合載スルトキハ、混雜ヲ致スノ恐アリ、故ニ自其間ニ整然タル秩序ヲ存セシム。

これも修身と「各種説話ノ喜ブベク、益スベキ者」を加えている点に特徴が認められるが、文部省刊行の教科書と同様、19年教則にしたがっているといえるだろう。

金・高は、地理、歴史、理科に関わる教材の比率では、理科において他の教科書に比べてやや低いものの、他の教科書との間に大きな開きはない。しかし緒言によれば、他の二種の教科書の編集方針とは明らかに異なる方針として、とくに五巻以降において「専文学ニ傾キテ理科経済等ノ事実ヲ知ラシムルコトヲセズ」と宣言し、その理由について次のように述べている。

蓋著者ノ意ハ読本タル者ノ要ハ詞ヲ解シ文ヲ読ムコトヲ教フルニアリト謂フナリ。凡一科ノ学科ニ於テ一專ニセズシテ数事ヲ兼ネ修メシメントスル時ハ科程終ニ紊乱シテ望ム所ノ利益ヲ得ザルノミナラズ、反リテ思ハザル害ヲ招キ出ダスベシ。

ここには読書科において地理、歴史、理科に関わる知識の教授を行うことに対する明瞭な批判意識をみることができらう⁶⁾。

表1. 19年教則下における読書科用教科書の教材構成⁶⁾
()内は%

	文部省		普及舎		金港堂	
	尋	高	尋	高	尋	高
修身的教材	68(37.1)	33(13.1)	24(20.0)	77(33.7)	22(16.1)	47(29.0)
地理的教材	10(5.4)	45(17.9)	18(14.5)	15(6.6)	16(11.7)	15(9.3)
歴史的教材	23(12.5)	81(32.0)	11(8.9)	33(14.5)	13(9.5)	38(23.5)
理科的教材	49(26.6)	78(31.0)	35(28.3)	69(30.2)	44(32.0)	25(15.4)
公民・実業的教材	3(1.6)	14(5.6)	17(13.8)	4(1.8)	23(16.8)	13(8.0)
その他	31(16.8)	1(0.4)	18(14.5)	30(13.2)	19(13.9)	24(14.8)
計	184	252	123	228	137	162

このように当時の教科書においては、読書科としての教材構成のあり方について幅があり、それぞれの立場から地理、歴史、理科的な材料を教材としようとしていたとみることができる。そこでこの小論ではあらかじめ読書科用教科書のための教材化の方針を、当該教科の教育内容をほとんどすべてとりあげる「網羅」、当該教科の教育内容の一部をとりあげる「摘録」、当該教科に関連する素材を扱うが、その教科では教育内容とされない題材をとりあげる「拡大」、当該教科の教育内容のうち、その教科では十分に扱われていない内容を補ってとりあげる「補完」、という四種の類型に分類し、検討のための手がかりとすることにする。

2. 読書科における教材構成の類型

(1) 地理的教材の構成

①地理科の教材構成

19年教則において、地理の教育内容についての規定は地理初歩及び府県地理、日本地理、地球を含む外国地理から構成されている。

地理ハ学校近傍ノ地形、其郷土郡区府県、本邦地理、地球ノ形状、昼夜四季ノ原由、大洋大洲ノ名目等、及外国地理ノ概略。

明治20年に文部省は「小学校教科用地理書編纂旨意書」（以下、旨意書）として19年教則に基づく地理教科書の方針についてやや具体的な指示を出している⁶⁹。次に示すのは「本邦地理書」における「総論」のための記述事項の「標準」である。

発端	国ノ位置、形状、幅員、人口、畿、道、国等ノ名称、
沿海	海岸形状、沿海、島嶼、
地面ノ形状	全国一般、本州、四国、九州、北海道、
地質	火山、地震、温泉、
水系	河系、湖沼等、
気候	風候、寒暖、雨量等、
住民	衣食住、教育、宗教、政体等、
邦制	府、県、道、陸軍管、海軍区等、

続く「本邦畿内誌、各道誌」に関する編集規定は次のように示されている。

本邦畿内誌、各道誌ノ部ハ、畿内、各道毎ニ其海岸及地面ノ形状、地質、水系、気候等ノ概略ヲ掲ケ、併セテ生業、物産、国名、都邑及其製造、通商等ニ関セルモノヲ記述スヘシ、

日本地理について見るならば、日本国、畿内・各道、各都邑等の区画ごとに地勢、地質、水系、気候、産業、物産、主要都市・施設等の項目順に記述していく摘要体と名付けられる方針が示されている。そしてこの方法は、33年教則下において五期にわたって刊行された国定地理教科書における日本地理、畿内・各道についての示し方の原型をなしているとみることができる⁷⁰。

②地理科的教材の教材構成

尋常小学校用の教科書においては三種ともに、方角や地図、そして地形にかかわる地理入門的な事柄、及び国内・世界地理の概略をとりあげている点においては共通している。ただし金・尋が「旅行体」で日本全国、及び世界地理の概略を網羅し、普・尋は「適用体」で主要地域を摘録しようとしているのに対し、文・尋においてはそうした教材はみられない⁷⁾。

高等小学校用の教科書においては、普・高では国内の一部分について説明的に述べた教材が数例みられるだけである。それに対して文・高には「旅行体」による世界地理についての概説に加えて、日本国内の主要都市と外国の産業及び主要都市を取り上げた教材が31種掲載されている。

このことについて文・高の緒言では次のように述べている。

地理ハ、本邦有名ノ都府、勝区等ノ記事ニ始マリ、支那、欧米諸国ノ、我邦ト親密ナル関係ヲ有スル大都ノ情况ヲ略説セリ。是レ地理書ノ、足ラザル所ヲ敷衍セントノ主意ニ出ヅルモノナリ。

「地理書」の存在を前提とし、その「足ラザル所」が欧米諸国と国内の主要都市についての記述ということになる。

旨意書では「編纂上ノ心得」において都市の記述内容を次のように示している。

- 一 都邑ヲ記スニハ商業製造ノ情况、道路交通ノ便否、風俗慣習ノ著シキモノ及諸種ノ建築等、極メテ著名ナルモノノ概略ヲ示スヘシ、
- 一 都邑ノ景況、建築ノ宏壯、風俗ノ美醜、物産ノ性質、土地ノ風景等ヲ示サンカ為ニ、必要ノ箇所ニハ図画ヲ挿入スヘシ、

当時使用されていた「地理書」の典型として明治16年に若林虎三郎が出版した『地理小学』（普及舎）をあげることができる。以下に示すのは『地理小学』における「畿内」の構成である。

- 一 位置及国名、二 山脈、三 河湖、四 気候、五 低地及地味、
- 六 海岸、七 製造物及商業、
- 八 都邑（一）置治都府（京都、大阪、神戸）
（二）名邑（堺、伏見、奈良、枚方、摂津ノ諸邑）
- 九 附説（歴史、人口、名所等）

それぞれの区画における記述項目に旨意書との間の差は認められない。『地理小学』においても東京、横浜、京都、大阪等、国内の主要都市については、「編纂上ノ心得」で指定された記述内容はおおむね網羅して記述されている。しかしそれ以外の都市については指定された記述内容のうちのいずれか、あるいはいくつかについての記載がなく、また「図画」も挿入されていない。そこで文・高においては、地理の情報の一部として当時重要と考えられていた都市について、地理と重なりながらもさらに多くの内容を伝えようとしているのは明らかである。したがって緒言に見た通り、読書科における地理的教材が地理科に対して補完の関係をなそうとしていたとみることができる。

他の二種の高等小学校用の検定教科書は、それぞれ異なる方針で編集されている。

普・高では地形に関わる教材と日本国内についての概説にくわえて一部の地域が摘録されている。一方、金・高においては旅行体（「世界一周ノ話」）で世界地理の概略を網羅しようとしているのに対し、日本地理については、名所、歌枕等についての紀行文や随筆で国内の数カ所を取り上げている。読書科における地理的内容の拡大であるといえることができるだろう。

(2) 歴史的教材の構成

①歴史科の教材構成

19年教則では歴史について次のようにその内容を規定している。

建国ノ体制，神武天皇ノ即位，王朝ノ政治，藤原氏ノ専権，覇府ノ創立，徳川氏ノ治績，王政維新，外国交通・貿易，及ビ世態文物，人情風俗ノ変遷ニ関シ重要ナル事柄，及ビ忠良賢哲ノ事蹟。

地理科と同様、歴史科の教科書についても文部省は、「小学校用歴史編纂旨意書」（以下、旨意書）を明治20年4月に提示している⁹⁶。そこではさらにこれらの内容を紀元前から明治に至るまでの時代順に11編に分け、それぞれの時代において精選して記述すべき「事実」の例を数例ずつ合計75例を挙げている。次に示すのは「事実」例のうち、「建国ノ体制，神武天皇ノ即位」と「覇府ノ創立」に相当する期間のものである。

第二篇 紀元前ノ略説 神武天皇 熊襲及東夷 神功皇后及三韓 仁徳天皇 文学及仏法
蘇我氏 政治及風俗

第六篇 幕府ノ創立 源頼朝 政子 承久ノ乱 北条氏ノ執権 蒙古ノ来寇 仏教 政治及
風俗

これらの「事実」について記述するための「編纂ノ体裁」には十四項目にわたる「標準」が示されている。そこで注目されるのは、歴史教育のねらいとして歴史上の人物に対する「愛慕ノ念」や尊王愛国の「情感」の喚起を強調していることである。

一 明君良相英将賢婦碩学高僧ノ美行善言ハ便宜ニ之ヲ挿入シ生徒ヲシテ自然ニ愛慕ノ念ヲ起サシムルコトヲカムヘシ

一 児童ノ教育ニ在テハ歴史ヲ誦習スルノ際自然ニ尊王愛国ノ情感ヲ養成セシムルノ必要ヲ忘ル可ラス故ニ苟モ事ノ此目的ヲ達スルニ足ル者ハ意ヲ用ヒテ之ヲ記スヘシ

14年教則下において教科書としての使用が報告されている歴史書は、その多くが天皇歴代史の体裁をとっている。これは歴代すべての天皇の時代にわたって起こった事柄のうち重要な事項を年代順に記述するという方針である⁹⁷。しかしそうした記述方法では人物に対する「愛慕ノ念」や尊皇愛国の「情感」の喚起は困難である。そこで旨意書では次に示すように、記述方法についてとくに事項の精選と文体の拡大を要求している。

一 編纂ノ大体ハ年代ノ順序ヲ逐ヒ数篇ニ区分シ各事実ヲ記述スヘシ然レトモ徒ニ無用ノ年月ヲ臚列シ或ハ年月ノ前後ニ束縛セラレテ事実ノ連続湊合ヲ失フ可ラス

一 事実ヲ記スルニ純粹ノ記事文ノミヲ用ヒス記事間ニ想像語判断語ヲ挿入シ間々評論ヲ加

フヘシ但简单ナルヲ要ス

歴史科においては各時代の著名な「事実」についての知識を学習者の感動に訴えながら記述することが教材に求められていたのである。

②歴史科的教材の教材構成

尋常小学校用の教科書においては三種ともに、主に人物を中心とした物語体で教材を構成している。とくに、仁徳天皇、源平両氏、楠木正成・正行、徳川家康については三種、豊臣秀吉については二種で取り上げられている。さらに普・尋においては「衣装」や「風俗」から特定の時代を説明するための教材があるが、歴史的教材を摘録しているという点において文・尋と共通している。これに対し、金・尋は「昔話」の体裁の教材で日本歴史の概略を網羅しようとしている。

一方高等小学校用の教科書のうち、文・高の緒言にみる歴史教材に関わる編纂方針によれば、地理教材の掲載方針として示されたような当該教科の補完という意図は認められない。

歴史ハ、本邦古今ノ著名ナル事蹟ヲ記述シ、以テ児童ヲシテ、帝室ヲ尊ビ、国家ヲ愛スルノ志気ヲ涵養セシメンコトヲ主トセリ。

これは歴史教科書の編集方針そのものであるといえるだろう。そしてこの方針によって文・高では19年教則、また旨意書に示された歴史の「事実」の多くを網羅した81編を、おおむね時代順に配列している。それらは先に示した旨意書の「事実」例に即しているときみなしうほどである。例として第二篇・第六篇に対応する教材をあげるなら次の通りである。

第二篇に対応する教材。日本古代ノ略説、日本武尊ノ武勇、日本武尊ノ東夷征伐、上古ノ人民、三韓ノ幸福、文学ノ渡来（以上第一巻）、仏ノ渡来（第二巻）

第六篇に対応する教材。源頼朝ノ伝、頼朝ヲ論ズ（読史余論）、兵権武門ニ帰ス（同前）、鎌倉時代ノ概説、仲国勅使トシテ小督局ヲ訪フ（源平盛衰記）（以上第三巻）、北条泰時ノ伝、北条時頼ノ行脚（太平記）、蒙古来寇、蒙古来（頼囊）（以上第四巻）

とくに「第六篇に対応する教材」から知られるように、文・高では古典を採用した例も多い。その意図について緒言では次のように示している。

古人ノ文ヲ其儘ニ挙ゲタルハ、其主意ニ様アリ。一ハ、其文ノ、因テ以テ軌範トナスニ足ルベキモノヲ取り、一ハ、其事実ノ、参考ニ供フヘキモノヲ取りタルナリ。

これらの教材群は旨意書における「記事間ニ想像語判断語ヲ挿入シ間々評論を加フヘシ」という指示に対する対応であると考えられる。すなわち「参考ニ供フヘキ」事実として歴史的教材としての意味を果たしているのである。

普・高も同様の編集方針である。同書巻二の例言では次のように述べている。

本書第一巻ニハ、維新以後ニ係ル、本邦歴史中ノ要件ヲ載セタルヲ以テ、本巻ニ於テハ、更ニ遡リテ、徳川時代歴史中ノ要件ヲ掲グ。

このように巻を追うにつれて時代を遡りつつ、約20の教材で日本歴史全体を概説するとともに、常山紀談、宇治拾遺物語、源平盛衰記、神皇正統記、太平記等、古典作品をそのまま教材として用いている。

これらに対して金・高には日本歴史それ自体を説明するための教材はない。読史余論、駿台雑話、太平記、源平盛衰記、近世崎人伝等に加えて、教則の文言にしたがうならば、「文物」の変遷に関わる事項でありながら旨意書の「事実」例では扱いの軽い「文学」史に関わる「和文ノ変遷」、 「漢文ノ変遷」等を教材として掲載することによって歴史科を補完しようとしているのである。

(3) 理科的教材の構成

①理科成立以前の教材構成

19年教則では理科の内容を次のように示している。

理科ハ果実・穀物・菜蔬・草木・人体・禽獸虫魚・金銀銅鉄、等、人生ニ最モ緊切ノ關係アルモノ。日・月・星・空気・温度・水蒸気・雲・露・霜・雪・霰・氷・雷電・風・雨・火山・地震・潮汐・燃烧・錆・腐敗・唧筒・噴水・音響・返響・時計・寒暖計・晴雨計・蒸気器械・眼鏡・色・虹・槓杆・滑車・天秤・磁石・電信機等、日常兒童ノ目撃シ得ル所ノモノ。

19年教則における地理歴史両学科は、その教育内容についていえば14年教則の延長上にあるものであり、週ごとの授業時数においても両教則の間には大きな差はない。しかし理科は14年教則における、博物（動物、植物、金石）、生理、物理、化学、地文の諸学科、そして地理の一部をもとにして新たに成立した学科である。週あたりの授業時数も、14年教則時には小学中等科・高等科における各科の合計授業時数が21.5時間であったものが、19年教則時の高等小学校においては8時間へと減少している。

19年教則以降の理科とそれ以前における諸学科との間には断層があるのである。したがってこの間の経緯について各科ごとに検討すべきことは少なくない。しかしここでは「博物」と「物理」とについて、14年教則とそのもとで編集された教科書とについて検討する。

「博物」について、14年教則では次のような規定がなされている。

博物ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ最初ハ務テ実物ニ依テ通常ノ動物ノ名称、部分、常習、効用、通常ノ植物ノ名称、部分、性質、効用及通常ノ金石ノ名称、性質、効用等ヲ授ケ高等科ニ至テハ更ニ植物、動物ノ略説ヲ授クヘシ。凡博物ヲ授クルニハ務テ通常ノ動物、植物、金石ノ標本等ヲ蒐集センコトヲ要ス。

「博物」のための教科書の例として、辻敬之の『通常動物』『通常植物』『通常金石』（いずれも明治15年、普及舎刊）が挙げられる。このうち『通常動物』は、動物全般を獸類、鳥類、爬虫類、魚類、虫類の五類に分類して、それぞれ著者が「我カ邦ニテ通常ト思考セル」数種の動物を取り上げ、その種類、部分、常習、効用などについて記述したものである。『通常植物』もまた同様に、植物数種について、それらを穀菜類、果実類、各用類、用材類、観賞類に分類し、身近なものについて、その種類、部分、性質、効用等について記述したものである。

一方、14年教則において物理は次のように規定されている。

物理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ物性、重力等ヨリ始メ漸次水、気、熱、音、光、電気、磁気ノ初歩ヲ授クヘシ。（以下略）

物理の諸現象についての原理的な知識のうち、初歩的なものを授けようとしているのである。この規定のもとで後藤牧太らによって編集された『小学校生徒用物理書』（明治18年、普及舎刊）によってみるならば、このうちの「熱」については、次のような節から成っている。

熱ハ何モノナルカ、熱ハ摩擦或ハ打撃ニ因テ起ル、熱ハ物体ヲ伝ハルコト、熱ノ運送、温度、諸物体ニ同量ノ熱ヲ与フルモ同ジ温度ニ達セズ、熱ハ物体ヲ膨脹セシム、寒暖計、熱ハ物体ノ有様ヲ変ズ、沸騰、熱ノ射出（巻之中、第五編第三三節から第四三節まで）

これらのうち熱論に関する原理・法則等については19年教則における「日常児童ノ目撃シ得ル所ノモノ」という限定に基づいてすべて削除され、「温度」と「寒暖計」とのみが教育内容として残されることになったのである。

理科の成立にともなって、週あたりの授業時数が約6割も減少したのは主としてこうした物理化学の原理や法則についての知識を削除したことに伴うものであると考えられる。

②理科的教材の構成

尋常小学校用の教科書、及び金・高においては動植鉱物に関する教材は、その掲載数からみると博物的領域を網羅しているともいえるが、物理、化学、生理等に関する題材が一部にとどまるために摘録の関係をなしていると判断するのが適当である。

それに対して文・高の緒言には、理科的教材の編集方針について次のように記している。

理科ノ事項ハ、草木、鳥獸等ノ特性、及ビ其人生ニ要用ナル所以ヨリ、物理、化学ノ大体ヲ解説セリ。又今日ニ在リテ必要トスル諸力、諸器械ニ於ケル發明ノ顛末、發明者ノ伝記等ヲ記述シテ、児童ノ奮發心ヲ興起センコトヲ務メタリ。

板倉聖宣はこうした編集方針について「これは『理科』という教科の存在をまったく無視したような書き方である。『草木、鳥獸等ノ特性、及ビ其人生ニ要用ナル所以ヨリ、物理、化学ノ大体ヲ解説セリ』というのでは、もはや、このほかに科学教育は不要ということになってしまう。」と述べている¹⁰⁰。当該学科の教科書を前提としない編集方法は、読書科における歴史科的教材の選択方針と同じであるといえる。理科的教材においても理科の教育内容を網羅しようとしていたのである。

実際、文・尋、文・高に掲載されている理科的教材を19年教則における理科の教授事項と対比するならば、博物に由来する事項はすべて含まれており、また他の領域に由来する36事項のうち25事項については取り上げられている¹⁰¹。加えて読本にのみ掲載された理科的教材には、物理に関係のある器具として「風船、泳気鐘、吸子」、化学に関係ある事項として「瓦斯」、地文に関係ある事項として「洋流」がある。この意味で文・高は理科的教材をほぼ網羅しているといえることができるだろう。他に「スチブンソンノ伝、理学上ノ昔話、フランクリンノ伝」も、緒言にみた「諸器械ニ於ケル發明ノ顛末、發明者ノ伝記」として理科的教材に数えられる。

普・高においても個別の動植物について『通常動物』『通常植物』と同様の観点から示した教材があり、また「理科仙郷」¹⁰²から14教材を選択して理科の全領域を充実させようとしている。さらに普・高における理科的教材を特徴づけるのは「理科一斑」である。この教材群について巻二

の「例言」では次のように述べている。

- 一 本書ハ、誦読ノ傍、生徒ヲシテ、有用ノ知識ヲ得セシメントスルヲ以テ、務メテ理科ニ関スル事項ヲ載スルト雖、若一貫ノ条理ヲ立テテ、之ヲ統理セザルトキハ、其散漫ニ帰センコトヲ恐ル。故ニ理科一斑ノ目ヲ立テ、号ヲ逐ヒテ理科ノ骨子トナルベキ諸件ヲ説明セリ。
- 一 理科一斑ニ説明スルトコロノ事項ハ、理科中ノ骨子トナルベキモノニシテ、児童ヲシテ能ク之ヲ理會セシムルトキハ、其益甚多カルベシ。然レドモ其稍総括セル概念ニ属シテ、児童ノ解シ易カラザル者ナキニアラズ、教師ヨク言ヲ以テ文ヲ助け、巧ニ其觀念ヲ開発セバ、則可ナリ。

「理科中ノ骨子」としての「理科一斑」は巻二における「感覚及外物」「原因結果ノ連鎖」「人工物・天然物及万有」「万有の秩序」「万有法」「理科ノ知識」から巻八における「植物ノ成分」「動物ノ成分」に至るまで全部で30教材ある。これらはいずれも14年教則における物理、化学、生理、博物（高等科用）を網羅したものであるといえる。しかし19年教則において成立した理科は「日常児童ノ目撃シ得ル所ノモノ」と限定することによって、物理・化学、動植物に関する原理・法則等はすべて削除されていた。したがって19年教則下の普・高における理科的教材は、理科の教育内容をはるかに拡大したものになっていたといえる。

3. 読書科用教科書と地理歴史理科教材との関連

以上の検討の結果をまとめたのが表2である。

読書科本来の目標として14年教則においては「読法、字義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理會セシムルコトヲ旨トスヘシ」としていた。こうした目標が明記されていない19年教則においてもこれらは読書科のねらいとして継続していたはずである。その際「或ハ俗文アリ、或ハ雅文アリ、漢文直訳ノ体アリ、演説筆記ノ体アリ」（普・高、緒言）という当時の多様な文体に対して、教科書編集上の選択肢としては「務メテ諸体ヲ包括シ、其一体ニ偏セザルコトヲ務ム」（同）という立場があった。文章表現それ自体を読書科固有の教育内容とした結果であるといえる。また、金・高と普・高とにおいては読書科の目標として「文学ノ趣味ヲ養フ」ことをあげている。両者は「古人ノ文」はもとより、表1で「その他」に分類した物語・説話や児童生活・自然環境を描写した作品等、のちに国語科特有の教材とされる作品も掲載している。

このように、読書科には固有のねらいがあったことはいうまでもない。しかしこの小論での検

表2. 読書科における教材構成の類型

	文部省		普及舎		金港堂	
	尋	高	尋	高	尋	高
地理的教材	摘録	補完	摘録	摘録	網羅	拡大
歴史的教材	摘録	網羅	摘録	網羅	網羅	補完
理科的教材	摘録	網羅	摘録	拡大	摘録	摘録

討を通して、地理、歴史、理科に関わる題材選択の面においては、とりわけ文・高、普・高において理科における伝記、歴史における「古人ノ文」等、一部の教材を除いて、読書科それ自体としての教育内容を記述事項、記述内容から見出すことは困難であった。この時の読書科の教科書は地理、歴史、理科に関わる内容をとりこむことで構成されており、それは各学科についての19年教則の目標の一部、または全部を読書科において実現しようとしたものとして受けとめられるほどの共通性が認められたのである。

おわりに

明治24年の「小学校教則大綱」（以下、24年教則）における教材規定は次の通りである。

修身、地理、歴史、理科、其他日常ノ生活ニ必須ニシテ教授ノ趣味ヲ添フルモノタルヘシ。

この規定は国語科が成立した明治33年の「小学校令施行規則」（以下、33年教則）でもほぼそのまま受け継がれ、以後、昭和16年の「国民学校令施行規則」にいたるまでの半世紀間、教科書の編集方針を規定し続けている。検定教科書はもとより、明治37年以降四期にわたって刊行された国定国語教科書も、その編集方針は明治24年に決定されていたのである。しかしこの規定が19年教則における「地理歴史理科ノ事項ヲ交ヘタル漢字交リ文」という規定の延長上にあることは明らかである。24年教則ではこれに「修身」と「日常ノ生活ニ必須ニシテ教授ノ趣味ヲ添フルモノ」が加わったのである。そしてそれは19年教則下において編集された文・尋、文・高、また普・高の編集方針にすでにみられるものであった。24年教則における教材規定は、これらの編集方針を制度のかたちで成文化したものであるということもできるだろう。この意味でこれらの教科書とその編集方針は、戦前における国語科教育内容決定の原点であったといえることができる。

そして前節で指摘したように、他教科と読書科との教材間の共通性が強調されるならば、読書科の存在意義は諸学科への入門という役割を残して文学科へとなる可能性もあったはずである。しかし周知の通り、この後24年教則を経て33年教則のもとにおいて国語科は読書科の「要旨」をほぼそのまま引き継ぎつつ存在し続けている。そこで明治24年から約半世紀にわたっての読書科、また国語科における教材内容の展開を解釈しようとする時、我々はそれを独立教科としての読書科・国語科の自立性の獲得のための模索の過程としても理解する必要がある。地理歴史理科等を教材として掲載することを規定した24年・33年教則のもとで、それぞれの学科の記述事項・記述内容との距離のとりかたについての工夫を、それらの学科及び教材の変化に合わせて行い続けて読書科・国語科独自の教育内容を創りだそうとしたのも国語教育史の一側面であったという見方である。国語科における教育方法の変遷についてもまた、そのような見方によって新たな解釈を提示することが必要になるだろう。

注

- (1) 井上赳(昭和12年)「小学読本編纂史」『岩波講座国語教育』第5回配本(古田東朔篇『国定教科書編集二十五年』武蔵野書院, 145頁)によった。
- (2) この変化を「管理・精選」と解釈した経緯は, 拙稿「読書科における二元的教授目標の形成過程」(平成3年『国語科教育』38集)参照。
- (3) 筆者は先にこの小論と同一の題目による資料編を作成した(平成10年「資料・読書科の教材構成」『人文科教育研究』25号)。この表はその結果に基づくものである。なお, 尋常小学校用教科書については2年生4月使用開始のものから取り上げた。したがって文・尋は巻二, 普・尋は巻三, 金・尋は巻一以降のものである。
- (4) 金・高の編者の一人である三宅米吉は「文字文章ヲ教フルノミナラズ, 兼テ又諸種ノ知識ヲ与ヘントスル」読本の問題点として, 文字・文章の難易に即した教材配列の困難, 文学上の興味の喚起の困難, 読書科の自立の困難, そしてそれらに起因する生徒の倦怠の増大, さらに「名モナキ書生ノ粗文」による思考力・表現力発達の困難等を挙げている(金港堂『文』第1巻第23号, 明治21年12月15日)。これらが「思ハザルノ害」を指すものと考えられる。ただし管見によれば, 『高等日本読本』だけが19年教則下において文部省による検定を通過していない。
- (5) 教育史編纂会(昭和13年)『日本教育制度発達史』第三巻(721-726頁, 教育資料調査会)による。
- (6) 24年教則以後の読書・国語科教科書における地理的教材の推移については, 拙稿「国語教科書における地理的教材の変容」(平成9年『日本語と日本文学』25号)参照。
- (7) (6)参照
- (8) 教育史編纂会(前掲)711-717頁
- (9) 『文部省日誌』への報告によれば, 14年教則以降において各地で使用された歴史教科書には川島樸坪『古今紀要』(明治12年), 笠間益三『新撰日本略史』(明治13年)等がある。
- (10) 板倉聖宣(昭和43年)『日本理科教育史』184頁, 第一法規刊
- (11) 両読本で取り上げられていないのは「霜, 霰, 火山, 地震, 鏑, 腐敗, 噴水, 晴雨計, 滑車, 天秤, 磁石」の11項目である。これらが両読本において未掲載である理由については, 明治23年6月の時点で「編纂中」(伊沢修二「編輯局長上申書」, 信濃教育会編集発行『伊沢修二選集』昭和33年, 418頁, による)とされている第八巻での掲載が予定されていた可能性もあるが, はっきりとした理由については不明である。
- (12) 明治19~21年に普及舎が刊行した科学読み物。バックレー原著, 山県悌三郎訳補, 全10巻。